

## 尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務委託特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称：尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務委託

## 2. 計画施設概要

(1) 施設名称：尾道市御調文化会館

(2) 敷地の場所：尾道市御調町市 地内

(3) 施設用途：文化施設

平成 31 年度国土交通省告示第 98 号 別添二 第十二号 第 1 類とする。

(4) 計画範囲：基本・実施設計業務

## 3. 設計と条件

## (1) 敷地の条件

a. 敷地の面積：7,348.68 m<sup>2</sup>（登記簿地積）

b. 用途地域及び地区の指定：都市計画区域内の非線引き（白地）区域  
 景観計画区域  
 建築基準法第 22 条区域

## (2) 施設の条件

a. 施設の規模等：延べ床面積 文化会館約 900 m<sup>2</sup>

b. 主要構造：提案による。

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体：Ⅱ類

2) 建築非構造部材：B類

3) 建築設備：乙類

## d. 想定諸室

名称	想定用途	機能等
多目的スペース	発表会 講演会 イベント	使用目的により移動式ステージを配置 最大使用人数は椅子を並べて 300 人程度想定 間仕切りで 2~3 部屋に分割（会議室として利用可）
多目的スペース 倉庫	収納（机 60、椅子 300、グランドピアノ、 移動式ステージ、 演台、スピーカー、パ ネル等）	多目的スペース用
会議室①② （各 40 m <sup>2</sup> ）	控室、更衣室 相談室	
小会議室 （約 30 m <sup>2</sup> ）	広報仕分け 印刷等	
会議室用倉庫		

倉庫		
トイレ		1F:男(小3、大2)女(5)多機能(1)程度 2F:男(小2、大1)女(2)多機能(1)程度
給湯室		
授乳室	1	
ロビー		地域住民の交流スペース
玄関・風除室		
EV		
全体	約900㎡	
外構		駐車場(60台程度)、懸垂幕・旗掲揚台

### (3) 建設の条件

- a. 工事費(予定):尾道市御調文化会館建設基本方針で示した費用を参考にすること。
- b. 建設工期(予定):16か月(令和7年10月~令和9年1月)

### (4) 設計方針(留意事項等)

- a. 現状よりコンパクトで、多用途な多目的スペースや会議室を備え、地域住民の文化芸術活動の発表や鑑賞の場となる施設
- b. 同一敷地内にある既存の尾道市役所御調支所庁舎と調和のとれた建物デザインとするとともに、施設利用者の利便性を十分に考慮した設計
- c. 建築後の維持管理において経費の縮小化を実現するとともに、修繕等の必要が生じた場合に、特殊な工法や資材を使用したために迅速な対応ができないことのないような設計とすること。
- d. 事務局の求めに応じ、地元住民との意見交換の場を設け、可能な範囲で設計に反映させること。
- e. 以上の点に加え、尾道市御調文化会館整備基本方針の内容を十分に理解し、その方向性に沿った設計業務を行うこと。

### (5) 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日(月)まで(このうち、検査期間として10日間を見込んでいる。)

※基本設計図書一式については、令和6年7月12日(金)までに提出すること。

※建築意匠図、建築構造図(各チェック用)を令和6年11月1日(金)までに提出すること。

※電気設備図、機械設備図(各チェック用)を令和6年12月27日(金)までに提出すること。

※工事内訳書(チェック用)を令和7年2月21日(金)までに提出すること。

## II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(官庁営繕統一基準)」(以下「共通仕様書」という。)による。

## 1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「◎」印の付かない場合は、「＊」印を適用する。「◎」印と「＊」印が付いた場合は共に適用する。

## 2. 特記仕様書における読替え等

- (1) 共通仕様書中、「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。
- (2) 共通仕様書 3. 2 設計方針の策定等の 1. の（ ）内は、「告示別添一第 1 項第一号イに掲げる基本設計方針の策定に限る」とする。

## 3. 設計業務の内容及び範囲

### (1) 一般業務の範囲

#### a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

#### b. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）
- 電気設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）
- 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）

一般業務の内容には、委託業務の履行に当たり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

### (2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成）
- 建築積算業務
  - ・既存建物解体工事費積算業務
- 電気設備積算業務
- 機械設備積算業務
- 透視図（着色）作成：種類（鳥瞰図等：基本設計3カット、実施設計3カット）、判の大きさ（A3判）、枚数（基本 2 部 実施 2 部）、額の有無（無）、材質（ ）、電子データ（提出）
- ・透視図の写真撮影：カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）
- ・模型製作：縮尺（1/ ）、主要材料（スレホード又はこれに準ずるもの）、ケース有無（無し）、材質（ ）
- ・模型の写真撮影：カット枚数（ 枚以上）、判の大きさ（キャビネ判）、白黒・カラーの別（カラー）
- 関係法令等に基づく必要な各種申請手続き業務

- 計画通知又は建築確認申請手続業務
  - ・市町指導要綱による中高層建築物の届出書（標識看板及び設置報告書の作成含む。）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「改正建築物省エネ法」という。）に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- リサイクル計画書の作成（基本設計、実施設計の各段階において、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）
- 概略工事工程表の作成
- 住民説明等に必要な資料の作成
  - ・防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続業務
  - ・テレビ電波障害調査
- 外構設計業務
- オフィスレイアウト業務（既存家具・備品等の調整を含む。）
- その他当該設計業務に必要な業務（採用されたプロポーザル技術提案書をより具体化した資料の作成等）、各比較検討資料について
  - ※各種申請において、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

### (3) 特別経費について

特別経費として以下のものを見込んでいる。

- R I B Cの使用料
  - （一財）建築コスト管理研究所の営繕積算システム（R I B C 2）内訳書数量入力システムL I T Eの使用料
  - ・P U B D I Sの登録料
    - （一社）公共建築協会の公共建築設計者情報システムの業務カルテ情報の登録料
- 計画通知申請等手数料
- 構造計算適合性判定申請手数料
- 建築物エネルギー消費性能適合判定手数料
  - ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第27条に基づく省エネルギー関係評価書の作成及び説明業務
- 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である（ただし、受注者の選択肢とする。）。  
広島県工事中情報共有システム（広島県土木協会）  
[http://www.hdobokuk.or.jp/kouji\\_jyouhoushi\\_sutemu2.html](http://www.hdobokuk.or.jp/kouji_jyouhoushi_sutemu2.html)

## 4. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

### (2) 適用基準等

設計に当たっては、建築基準法その他関係法令及びこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

#### a. 共 通

- ◎官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ◎官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
  - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- ◎官庁施設の環境保全性に関する基準（最新版）
  - ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修基準（最新版）
- ◎官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- ◎官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- ◎公共建築工事積算基準（最新版）
- ◎公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ◎公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
  - ・建築物解体工事共通仕様書（最新版）
  - ・耐震診断基準・同解説，改修設計指針・同解説  
（国土交通省住宅建築指導課監修 最新版）
  - ・屋内運動場等の耐震性能診断基準（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- ◎広島県福祉のまちづくり条例（最新版）
- ◎尾道市公共建築物等木材利用促進方針（最新版）
- ◎尾道市景観計画及び尾道市景観条例（最新版）
- ◎尾道市公共建築物等に係る景観形成指針（最新版）

#### b. 建 築

- ◎建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ◎木造建築工事標準仕様書（最新版）
- ◎建築設計基準（最新版）
- ◎建築構造設計基準（最新版）
- ◎建築工事標準詳細図（最新版）
- ◎木造計画設計基準・同解説（最新版）
  - ・建築改修設計基準（最新版）
- ◎構内舗装・排水設計基準（最新版）

#### c. 建築積算

- ◎公共建築数量積算基準（最新版）
- ◎公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- ◎公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

#### d. 設 備

- ◎建築設備計画基準（最新版）
- ◎建築設備設計基準（最新版）
- ◎建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- ◎公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ◎公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ◎公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）

- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

(3) 業務計画書（業務組織計画表）

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「再委託申請書」に添付し、提出すること。（共通仕様書第3章 3. 5の規定は適用しない。）

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- c. 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- d. 緊急連絡先
- e. その他

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は、尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領7(1)による。

(5) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
  - ・ 既存建築物設計図書一式
  - 土地調査書(平成28年作成)
  - 地盤調査資料（令和6年度調査予定）
- b. 既存資料
  - ・ 基本計画図（基本計画書）
  - （財）建築コスト管理研究所の内訳書作成システム用CD（名称ファイル，金抜き複合単価ファイル）
  - ・ 類似設計例の参考設計図書
- c. 設計図書等
  - 各種工事特記仕様書

(6) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、調査職員の指示に基づき作成されたものを指す。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(7) コスト縮減等の検討

本業務の中で営繕技術コスト構造改善検討会の実施やコスト構造改善チェックリスト及びコスト構造改善算定表を作成する必要がある場合は、調査職員と協議し、次の事項につい

て取りまとめを行う。

- a. コスト縮減対策（建設コスト、時間的コスト、ライフサイクルコスト等）として有効なものとして採択した事項（コスト縮減提案）
- b. 品質向上に配慮した事項（施設の長寿命化、維持管理の推進、環境負荷低減等）

#### (8) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、建築設計業務等委託契約約款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

#### (9) 写真の著作権の権利等について

受注者は、写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- a. 写真は、市が行う事務及び市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- b. 次に掲げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。）。
  - 写真を公表すること。
  - 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

#### (10) 業務実績情報の登録について

\* 不要とする。

- ・ 要する（受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。）。

#### (11) 地元関係者等への説明、交渉等

- ・ 本業務の実施に伴い、（ ）等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。
- 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

#### (12) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- a. 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- b. 設計施設と周辺の環境との調和
- c. 使用上の利便
- d. 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
- f. 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること。）

#### (13) 積算に際しての留意事項

- a. 数量について

\*拾い出し簿、集計表は、確認及び検算を行い、確認者、検算者は捺印をする。

また、積算する場合の参照意匠図の図面番号を調書に記載すること。

- \*拾い出し簿、集計表についてはExcel等で作成すること（手書は不可）。
- \*価格に対応する数量の端数整理は、集計表の中で最後に行う。
- \*集計表と工事費内訳書の対比が出来るようにする。  
(集計表の計が、工事費内訳書の計となる。)
- \*コンクリート数量は、打設別の数量が確認できるようにする。
- \*数量チェックシートを提出する。(営繕工事積算チェックマニュアルによる。)  
(特に鉄筋コンクリート型枠について、仕上げ及び、下地との数量の整合性を確認する。)
- \*拾い出し簿、集計表等は、単位を明記する。
- \*拾い出し簿は製本(A4版)し、見出しを付ける。
- \*土工事については、設計図面等を利用し、二重掘り方がないようにチェックする。
- \*内部仕上げ等は部屋ごとに集計し、最後に材料別に集計する。
- \*統計数量等による場合は、根拠資料の写しを提出する。
- \*内訳書の項目及び集計表の構成について、国庫補助金対象内外を調査職員と十分協議の上集計表及び工事内訳書を作成すること。

b. 単価について

採用単価は下記1)→3)の順に採用する。

1) 市場単価

RIBC2単価とする。

2) 複合単価表

a. RIBC2単価とする。RIBC2単価にないものは下記とする。

b. 公共建築工事積算基準 最新年度版

c. 建設工事標準歩掛 最新年度版

※採用した単価根拠を下記のとおり複合単価備考欄に示す。

公共建築工事積算基準→令和〇〇年度版積P〇〇及び表番号(A〇-〇-〇 など)

建設工事標準歩掛→改訂〇〇版歩P〇〇

※「その他, 雑工 率」は下限値を採用する。

※労務単価は公共工事設計労務単価(国土交通省HP記載)を採用

3) 刊行物

a. コスト情報・建築施工単価・建設物価・積算資料で最安値を採用。

b. 採用地域は 尾道→広島→福岡→大阪→東京→全国 の順とする。

c. 刊行物より採用した単価根拠を下記のとおり工事内訳書及び複合単価、代価備考欄に示す。

建設物価→202〇年〇月物P〇〇 積算資料→202〇年〇月積資P〇〇

コスト情報→202〇年〇月P〇〇 建築施工単価→202〇年〇月施P〇〇

d. 刊行物単価の査定率は100%とする。また、公表単価の査定率について積算時には90%とする。

※採用した公表価格を下記のとおり内訳書備考欄に示す。

公表価格→公×90%

建築、設備で同じ材料は同一単価とする。

数量に対応する単価の端数整理は、見積り比較表、代価表の中で行う。

転記する際に端数整理しない。



(例)

	999円以下	整理なし	987円
1,000円以上	9,999円以下	第1位を切り捨て	9,870円
10,000円以上	99,999円以下	第2位を切り捨て	98,700円
100,000円以上		第3位を切り捨て	987,000円

(計算途中は、少数以下第3位を切り捨てる。)

見積りは3社以上の見積りを徴集し比較表(RIBC2見積り比較ファイル等)を作成して、最低見積額を採用すること。

見積りを依頼する場合、3社以上とし共通仕様書の内容も説明する。又、内容を同一にする。(仕様、単位、数量、運搬費、経費等、特に単位等は明記する。)

法定福利費として現場労働者に関する労災保険、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業者負担額を見込んだ見積もり徴集を行い、内訳書に反映すること。

また、査定率は市の規定によるため、積算時には90%として仮に査定すること。

※メーカー見積書の書式について下記のとおりとする。

宛先

尾道市長

工事件名

〇〇〇工事

日付

令和〇年〇月〇日 ※日には見積提出日

受渡場所

尾道市内

見積有効期限

3か月(不可の場合は見積会社の規定)

提出部数 2部 (市必要部数は1部、受託者控え1部)

※単価採用方法：各メーカー合計金額の最安値に工種ごとに市の規定による査定率を掛ける。

業者見積り等を採用する場合は、年度、姿図、定価、品番及びメーカー名が分かるコピーを付ける。

また、査定率は市の規定によるため、積算時には90%として仮に査定すること。

採用した業者見積り等を下記のとおり内訳書及び各代価備考欄に示す。

見積り→見×90%

見積り等を採る場合にあっても、数量については自ら計測し、見積りと比較する。

見積り金額は、公表価格とする。

単価表、代価表、見積り比較表、カタログコピー、その他算出根拠資料等は、製本(A4版)し見出しを付ける。

単価表、代価表で、採用した書籍名及びページ数を明記する。

原則として、代価表作成時には、各単価及び計算値は小数点以下第3位を切り捨てとする。

c. 共通費等について

積上げ共通仮設費は 仮囲い、ゲート、交通誘導員、揚重機等を計上する。  
施工調査、化学物質濃度測定など特記仕様書に記載がある場合、積上げ共通仮設へ計上する。  
率共通仮設費、現場管理費、一般管理費は市にて算出する。

d. その他について

- ・処分費（運搬費・処分費）について  
運搬費と処分費については経費率が異なる為工事内訳書には別々に計上すること。  
また、計画地から処分地までの距離及び処分料を勘案して、最も経済的な処分費を計上すること。  
※運搬費についてはR I B C単価を採用する。  
項目により運搬距離に応じた単価がない場合は、運搬車台数により運搬費を計上すること。
- ・全ての資料は保存箱（インロック 300M ハーフ 幅 39cm×奥行 55cm×高さ 30cm 同等）に入れて提出する。

(14) 協力業者（下請け業者）との契約について

協力業者（下請け業者）との契約に当っては、平成31年1月21日付け国土交通省告示第98号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(15) 特別管理産業廃棄物等の調査

- ・解体等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等（廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等）の有害物質の有無について調査を行うこと。なお、調査方法等は、廃石綿等にあつては、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成31年版）・同解説の6. 1. 3施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上、実施すること。また、廃石綿などの試料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。

【廃石綿等の資料採取による分析必要箇所数】

1. アスベスト含有調査業務（定性分析）・・・（ 0 ）箇所
2. アスベスト含有調査業務（定量分析）・・・（ 0 ）箇所
3. PCB含有調査業務・・・（ 0 ）カ所

○行わない

(16) その他

- 既存図面及び測量図は貸与とするが、インフラ経路については現地調査したうえで、盛替の必要範囲を特定、設計図面に反映すること。

## 5. 成果物, 提出部数等

### (1) 基本設計

種別	内容	部数等	摘要
建築 (総合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築(総合)基本設計書</li> <li>計画説明書</li> <li>仕様計画概要書</li> <li>仕上計画表</li> <li>面積表及び求積図</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置計画図</li> <li>平面(各階)及び動線計画図</li> <li>断面計画図</li> <li>立面計画図</li> <li>矩計図</li> <li>工事費概算書(コスト比較検討含む)</li> <li>仮設計画概要書</li> <li>○その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部程度	外構等含む
建築 (構造)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築(構造)基本設計書</li> <li>構造計画概要書及び仕様概要書</li> <li>構造計画図</li> <li>工事費概算書(コスト比較検討含む)</li> <li>○その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部程度	
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気設備基本設計書</li> <li>電気設備計画説明書</li> <li>電気設備計画概要書</li> <li>仕様概要書</li> <li>工事費概算書(コスト比較検討含む)</li> <li>○その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部程度	
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機械設備基本設計書</li> <li>機械設備計画説明書</li> <li>機械設備計画概要書</li> <li>仕様概要書</li> <li>工事費概算書(コスト比較検討含む)</li> <li>○その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部程度	
提出資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各技術資料</li> <li>○各記録書</li> <li>○概略工事工程表</li> <li>・維持管理費概算書</li> <li>○透視図</li> <li>○電子成果品</li> <li>○業務工程表</li> <li>○期間別業務履行報告書</li> <li>○概算工事金額</li> </ul>	1部 一式 1部 1部 3カット  1部 2部 毎月2部 1部	1/300程度 (敷地全体を含む) 電子メディア提出

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再委託申請書</li> <li>○その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部	
--	--	----	--

(注)：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に入れておくことができる。

：成果物は調査職員の指示により製本とする。また、概要版を作成すること。

：電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

：期間別業務履行報告書については、期間内に作成した図面等を添付。

提出回数及び提出日は毎月1回で、月末日締め月初めとする。

## (2) 実施設計

種別	内容	部数等	摘要
建築 (総合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築（総合）設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物概要書</li> <li>仕様書</li> <li>仕上表</li> <li>面積表及び求積図</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>平面図（各階）</li> <li>断面図</li> <li>立面図（各面）</li> <li>矩計図</li> <li>展開図</li> <li>各伏図（各階）</li> <li>平面詳細図</li> <li>部分詳細図（断面含む。）</li> <li>建具配置図</li> <li>建具表</li> <li>外構図（駐車場・駐輪場等を含む。）</li> <li>総合仮設計画図</li> <li>建築関係法令チェックリスト</li> <li>サイン計画図</li> <li>什器類配置計画図</li> </ul> </li> <li>○工事内訳書</li> <li>○数量計算書</li> <li>○内訳書単価根拠資料（単価比較表、見積書等）</li> <li>○各種計算・比較検討書</li> <li>○その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部 適 宜 1部 1部 1部 1部	金額入り、データ共
建築 (構造)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築（構造）設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>構造基準図</li> <li>伏図（各階）</li> <li>軸組図</li> <li>部材断面表</li> </ul> </li> </ul>	2部 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜	

	各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ◎構造計算書 ◎各種比較検討書 ◎その他調査職員が必要と認めるもの	適 宜 適 宜 適 宜 1部 1部	
電気設備	◎電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 構内配電線路図 幹線設備図 電灯設備図 動力設備図 雷保護設備図 静止形電源設備図 受変電設備図 自家発電設備図 構内通信線路図 電気時計設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 表示（出退表示等）設備図 映像・音響設備図 インターホン（呼出）設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 警報（火災報知等）設備図 構内交換設備図 防犯・入退室管理設備図 情報通信設備図 中央監視制御設備図 防災行政無線設備図 昇降機設備図 ◎工事内訳書 ◎数量計算書 ◎内訳書単価根拠資料（単価比較表、見積書等） ◎各種計算・比較検討書 ◎その他調査職員が必要と認めるもの	2部 適 宜 1部 1部 1部 1部	金額入り、データ共
機械設備	◎機械設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図	2部 適 宜 適 宜 適 宜	

	配管、ダクト系統図 機器表 空調設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図・浄化槽 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 ◎工事内訳書 ◎数量計算書 ◎内訳書単価根拠資料（単価比較表、見積書等） ◎各種計算・比較検討書 ◎その他調査職員が必要と認めるもの	適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 1部 1部 1部 1部	金額入り、データ共
提出資料等	・昇降機設備設計計算書 ◎各技術資料 ◎各記録書 ◎透視図 ◎関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等） ◎省エネルギー関係申請図書 ◎ライフサイクルコスト検討書 ◎概略工事工程表 ◎リサイクル計画書 ◎業務打合せ簿・打合せ記録簿 ◎現況写真及び現地調査資料 ◎電子成果品 ◎設計図二つ折り製本 ◎再委託申請書 ◎その他調査職員が必要と認めるもの	適宜 適宜 3カット(2部) 必要部数 必要部数 1部 1部 1部 2部 1部 2部 4部 2部	A4版製本 電子メディア提出 A2製本1部 A3縮小製本3部

- (注) : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に入れることができる。  
 : 成果物は調査職員の指示により製本とする。  
 : 工事内訳書の作成は、営繕積算システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。  
 : 電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。